

身体障害者手帳を取得できない中等度難聴の65歳以上の高齢者の

事前申請が必要

補聴器の購入を助成します。

対象者

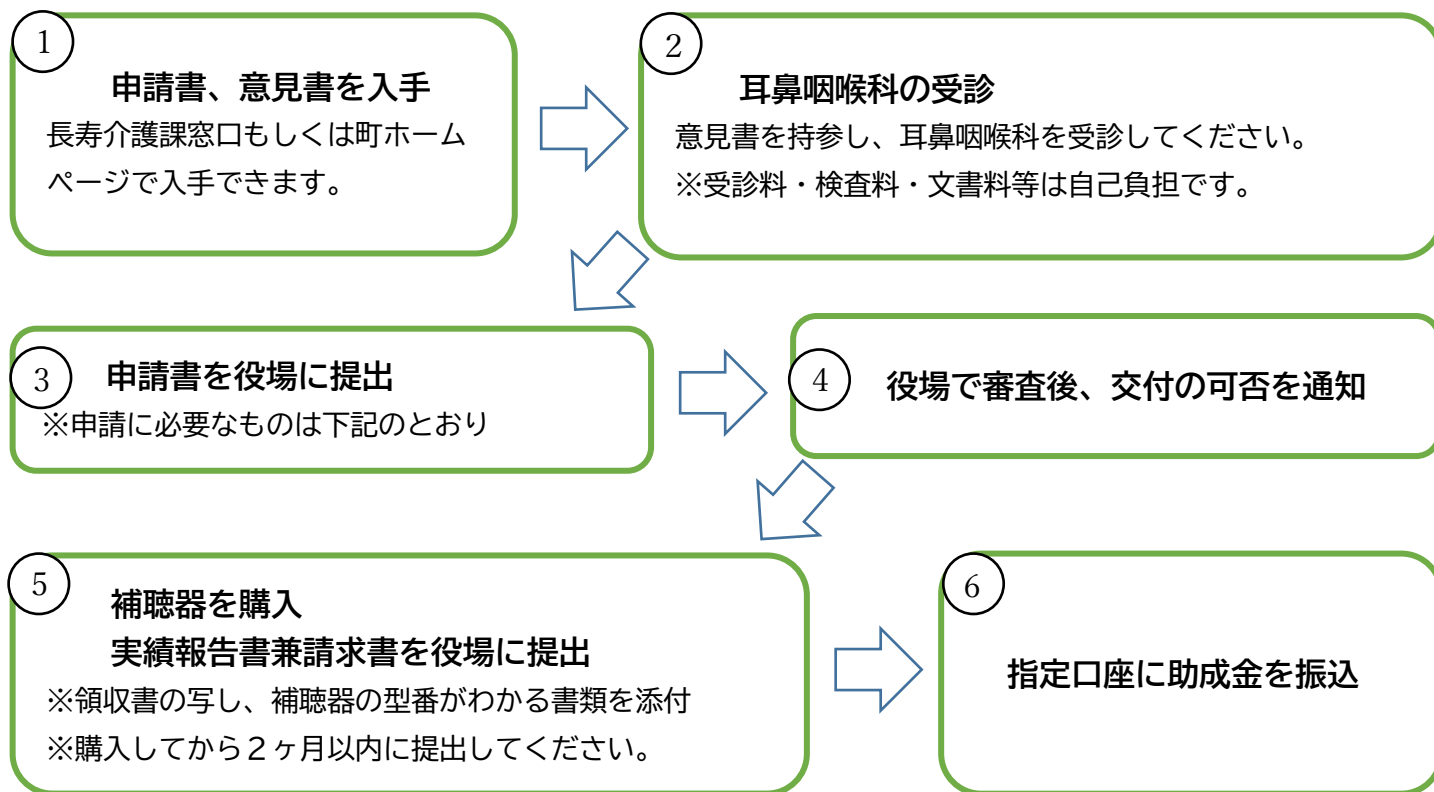
- ・三郷町在住の65歳以上の方
- ・両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満の方（※） または
一側耳の聴力レベルが30デシベル以上かつ他側耳の聴力レベルが70デシベル以上の方
（※ 令和7年1月申請分より「50デシベル」を「40デシベル」に変更しました。）
- ・聴覚障がいの身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ・耳鼻咽喉科の医師から補聴器の必要性を認める意見書を受けられることができる方
- ・町税を滞納していない方



助成金額

- ・補聴器1台分の購入費用の2分の1（上限2万円）
※購入費用には、付属品の購入に要する経費、送料、診察料、文書料等は含みません。

申請の流れ



申請に必要なもの

- ・申請書 ※
 - ・意見書 ※
 - ・町税の納付を証明する書類 ※
 - ・補聴器の見積書
 - ・本人確認書類
- ※の様式は長寿介護課・ホームページで入手可

申請場所・問い合わせ先

三郷町役場 長寿介護課
〒636-0812
奈良県生駒郡三郷町
勢野西1丁目2番1号
TEL 0745-43-7323

